

日本原子力研究開発機構大洗研究所（南地区）の
核燃料物質使用変更許可申請について

令和5年1月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所
燃料材料開発部

概要

11月18日に申請した「大洗研究所(南地区)に係る核燃料物質使用変更許可申請書」について、12月16日の面談にて提出した資料と非開示（マスキング）箇所に差異がありました。

差異について記載内容を確認し、差異が生じた原因について検討いたしました。

その結果、大洗研究所の要領に従って提出資料のマスキング処置を行っていましたが、マスキング処置の作業手順において、マスキング対象箇所の確認が2か所漏れておりました。

提出資料のマスキング処置の作業手順、マスキングを行う判断基準及び今後の対応について、ご説明いたします。

マスキング資料作成時の作業手順について

大洗研究所要領「核物質防護情報管理におけるマスキング要領について」に基づき、以下の手順でマスキング処置を行い、確認を実施しています。

- ① 担当者（申請担当課員）は申請書等に対して核物質防護秘密又は管理情報として非公開とする情報（以下「非公開情報」という。）の有無を確認し、非公開情報がある場合は、当該箇所にマスキング処置を施す。
- ② 非公開情報のマスキングを行った担当者は、非公開情報のマスキング等確認記録を作成する。
- ③ 核物質防護秘密取扱者（申請担当課の核物質防護担当課員）2名以上で非公開情報のマスキングが確実に実施されていることを確認し、結果を記録する。
- ④ 情報管理責任者（課長）は、マスキング処置内容を確認し、当該資料に施されたマスキング処置の妥当性の審査を行う。

上記作成手順に従いマスキング処置及び確認を実施しましたが、本来非開示とすべき記載2か所についてマスキング処置が漏れてしまいました。

【MMF-2】 図タイトルへのマスキング

【AGF】 施設内の図面へのマスキング

マスクングを行う判断基準

マスクングの処置にあたっては、大洗研究所要領「核物質防護情報管理におけるマスクング要領について」に基づき、特定核燃料物質の防護、特定核燃料物質の輸送等のために必要な措置に関する詳細な事項を知る必要があると認められた者以外に知られることがないよう、マスクング等の処置を適切に実施することとしています。

また、非公開情報については、本要領の別表1に記載されています。

11月18日及び12月16日に提出した資料については、次ページに示す本要領「別表1非公開情報」内の記載に基づき判断しております。

別表1 非公開情報 (1/2)

1. 核物質防護秘密（試験炉規則第14条の3第2項第19号、使用規則第2条の11の10第2項第19号及び廃棄物管理規則第33条の3第2項第22号に規定される「秘密」に該当する情報）
2. 大洗研究所（北地区）及び（南地区）原子炉施設核物質防護規定並びに（北地区）及び（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定（以下「防護規定」という。）に定める防護設備等の外観又は内部の映像（ただし、防護区域に係る外壁のみの静止画、動画又はスケッチを除く。）
3. 立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の区域全体を示した書類
4. 核物質防護システムの設計の特徴を示す施設固有の図面、図表、見取図又は配置図で核物質防護秘密に該当しない情報 (1) 屋外機器全体配置図 (2) 監視カメラ全体配置図 (3) 外周センサ全体配置図 (4) 特に定める重要な施設の出入口、窓又は機器の配置が記載されている図面 (5) 上記に係る機器仕様及び電源リスト／ケーブルルート図／展開接続図
5. 核物質防護の出入管理に関する事項で核物質防護秘密に該当しない情報 (1) 金属探知器／核物質検知器／防護柵／扉等の設置場所・操作マニュアル・仕様書（寸法、材質、反応レベル等） (2) 出入管理に関する暗証番号／生体認証装置／鍵の仕様／出入許可証（臨時・常時）／車両入構許可証（臨時・常時）／鍵の保管・管理に関する要領書
6. 立入制限区域、周辺防護区域及び防護区域に係る防護上必要な連絡に用いる装置の種類、系統等に関する情報 (1) 警備等で使用している通信・連絡手段（インターフォン等）の仕様書、配線系統図 (2) 警備等で使用している無線機器の種類、性能、周波番号帯 (3) 緊急システムに関すること（名称等）。 (4) 核物質防護に関する緊急時の連絡体制（具体的な連絡者の氏名及び電話番号）
7. 警備所、警備員詰所等の配置図
8. 立入制限区域、周辺防護区域及び防護区域に係る警備に関する情報 (1) 監視や巡視点検に係る手順書・点検用紙及び関連図書 (2) 巡視（警備）人のID番号・氏名、巡視の頻度・巡視時間・巡視経路及び巡視時の確認内容を記載した書類 (3) 警備当局との連絡・情報交換に関する書類 (4) 警備員の当番表 (5) 連絡等で使用するフォネティックコード等の符牒表
9. 緊急時の対応計画に関する情報
10. 核物質防護規定及びその具体的運用に関する情報
11. 妨害破壊対策の観点から管理すべき施設及び情報 (1) 枢要設備に係る設置位置等の書類

別表1 非公開情報 (2/2)

12. 核燃料物質の管理に係る情報 (1) 貯蔵室等の位置を明示した図面／貯蔵庫の構造 (2) 貯蔵庫の構造図関連設備の機能及び管理方法を示す重要書類 (3) 貯蔵容器の構造／材質 (4) 貯蔵容器の保管状態や管理方法を示す書類 (5) 核燃料物質の貯蔵／払い出し／移動の手順書 (6) 核燃料物質の保管状況を示す書類 (7) 特定核燃料物質を保管・保有している施設で、持ち出しが容易な核燃料物質の実在庫量を示すデータ、実在庫量を示す財産管理上の帳票等
13. 核物質防護のための重要な施設建物の配置が分かる情報 (1) 建物の配置が分かる詳細な情報 ① 立入制限区域、周辺防護区域及び防護区域に係る防護設備（フェンス、フェンス扉、車両ゲート、センサ、カメラ等）が明確に分かるもの ② 核物質防護のための重要な施設の名称が記載されているもの ③ 核物質防護のための重要な施設までの経路が分かるもの（建家配置図／通路等） (2) 建家外観図 ① 核物質防護のための重要な施設の出入口が明確に分かるもの ② 核物質防護のための重要な施設の名称が記載されているもの (3) 構内配置図 ① 核物質防護のための重要な施設の配置が正確に分かるもの ② 核物質防護のための重要な施設の名称が記載されているもの (4) 建家断面図 ① 核物質防護のための重要な施設建家の寸法、壁や扉の厚さ等が記載されているもの ② 燃料設備／中央制御室等が特定できるもの（位置／名称の記載） ③ 核物質防護のための重要な施設までの経路が分かるもの（階段／通路等） (5) 基本図面集 (6) 防護区域内建家竣工図
14. 特定核燃料物質に関する輸送情報（計画／実施日時／経路／警備体制等）など

【処置が漏れた2箇所の該当する項目】
(MMF-2)貯蔵室等の位置を明示した図面／貯蔵庫の構造

(AGF)核物質防護のための重要な施設までの経路が分かるもの（階段／通路等）

原因

今回の処置漏れについては、判断基準は明確でしたが、チェックの過程において処置に漏れがあったことを気づけなかったことが要因であり、具体的には以下の原因が特定されました。

- ・ マスキング処置の作業手順において、非公開情報の文言を検索機能を用いて確認するなど、確実にマスキングされていることの統一的な確認方法が確立されていなかったことが原因と考えられる。

今後の対応

上記原因を踏まえ、今後は不適合管理を実施し、以下のような再発防止対策を行います。

- ・ 確実にマスキングされていることを確認するためのチェックマニュアルの策定

この中で、具体的なチェック手順のほか、非公開情報を明確にしたチェックシート（具体的な用語を文書作成ソフトの検索機能を用いて確認、図面をチェック箇所として指定等）を定めて再発防止を図ることといたします。